

# 自転車通勤者の皆さんへ 安全運転で通勤しよう

## 1. 2026年4月から「反則通告制度」（反則切符）が適用されます

自転車の交通違反でも、反則切符が適用されます

## 2. 主な違反と反則金

違反行為	反則金額
信号無視	6,000 円
ながらスマホ	12,000 円
一時不停止	5,000 円
無灯火運転	5,000 円
傘差し運転	5,000 円
並進（二人並び走行）	3,000 円

※ 酒気帯び運転 3年以下の拘禁 50万円以下の罰金

## 3. 業務利用時の注意点

- 自転車は「軽車両」で車両と同様のルールが適用される
- 業務中の違反は会社の信用にも影響
- 違反時は速やかに会社に報告

## 4. 安全運転のポイント

- ヘルメット着用（努力義務）
- 歩道走行時は徐行・歩行者優先
- 夜間は必ずライト点灯
- 一時停止標識では必ず停止
- 右側通行（逆走）の禁止



## 5. チェックポイント

- 酒気を帯びていない
- ヘルメットを着用している（努力義務）
- ライト・反射材を装備している（夜間走行時）
- スマートフォンやイヤホンを使用していない
- 傘差し運転をしない（雨天時はレインウェアを使用）
- 信号を守っている（赤信号・点滅信号を含む）
- 一時停止標識で確実に停止している
- 歩道では徐行し、歩行者を優先している
- 横並び走行（二人並び）をしていない
- 自転車保険に加入している（業務利用推奨）
- 違反があった場合は速やかに報告する

多言語による交通安全資料は、[下記リンク](#)で群馬県警察が充実強化しています。

[外国人の方々へ向けた各種啓発資料 - 群馬県警 - 群馬県ホームページ\(県警本部\)](#)